

子ども・子育て支援新制度に係る基準等について

1 子ども・子育て関連3法の概要

◆子ども・子育て関連3法

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした、次の3つの法律が平成24年8月に成立した。

- (1) **子ども・子育て支援法**
- (2) **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法)**
- (3) **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律**

◆3法の趣旨

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が第一義的責任を有するという基本認識の下、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園制度の改善 (幼保連携型認定こども園の創設)
- 施設型給付及び地域型保育給付の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実 (利用者支援、地域子育て支援拠点等)

◆施行時期

平成27年4月1日
→平成26年秋には新制度に基づいて利用申込み手続きが開始される。

| 子ども・子育て支援給付 | 地域子ども・子育て支援事業 |
|---|---|
| ■施設型給付 ・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ■地域型保育給付 ・小規模保育 (利用定員6人以上19人以下) ・家庭的保育 (利用定員5人以下) ・事業所内保育 ・居宅訪問型保育 ■児童手当 ・個人への現金給付 市町村は、 ①子ども・子育て支援給付、 ②地域子ども・子育て支援事業を実施する。 | ①利用者支援 ②地域子育て支援拠点事業 ③妊婦健診 ④乳児家庭全戸訪問事業 ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 ⑥子育て短期支援事業 ⑦ファミリー・サポート・センター事業 ⑧一時預かり ⑨延長保育事業 ⑩病児・病後児保育事業 ⑪放課後児童健全育成事業 ⑫実費徴収に係る補正給付 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 |

2 子ども・子育て支援給付の対象となる施設・事業と「確認制度」

◆施設型給付

「教育・保育施設」

- (1) 保育所
- (2) 認定こども園 (幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)
- (3) 幼稚園

◆地域型保育給付

「地域型保育事業」

- (1) 小規模保育 (定員6~19人)
- (2) 家庭的保育 (定員5人以下)
- (3) 事業所内保育 (事業所の従業員の子ども(従業員枠) + 地域の保育を必要とする子ども(地域枠))
- (4) 居宅訪問型保育 (保育を必要とする子どもの居宅で実施)

◆確認制度

新制度では、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費(委託費)を支払う。

※給付の対象となるためには

- ①学校教育法、児童福祉法等に基づく認可基準等を満たすこと
 - ②子ども・子育て支援法に基づく運営に関する基準(二運営基準)を満たすことが求められる。
- ※運営基準については、国が定める基準を踏まえ、**市町村が条例として定める必要がある。**

| | 施設・事業 | 認可・確認権者 | 対応する基準 |
|----|-------------|---------|--|
| 認可 | 教育・保育施設 | 幼稚園 | 神奈川県 |
| | | 保育所 | 川崎市 |
| | 幼保連携型認定こども園 | 川崎市 | |
| 確認 | 地域型保育事業 | 川崎市 | <div style="border: 2px dashed red; padding: 5px; display: inline-block;"> 新たに市が条例で定める必要あり </div> |
| | 地域型保育事業 | 川崎市 | |



3 「支給認定」と「利用調整」

- ・新制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなる。(二支給認定)
- ・新制度では、当分の間、すべての市町村は、保育の必要性の認定を受けた子どもが認定こども園、保育所、地域型保育事業を利用するに当たり、**利用調整**を行ったうえで、各施設・事業者に対して利用の要請を行うこととされている。

◆認定区分

- (1) 1号…保育を必要としない3歳以上の子ども
- (2) 2号…保育を必要とする3歳以上の子ども
- (3) 3号…保育を必要とする3歳未満の子ども

◆**保育の必要性の認定**…国が策定する認定基準を基に、現行制度や運用の実態等を勘案しながら、**各市町村が基準を策定する必要がある。**

※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況を踏まえつつ、市町村ごとに運用

≪国のイメージ図≫

| ①事由 | ②区分(保育必要量) | ③優先利用 |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労 ・ 妊娠・出産 ・ 保護者の疾病・障害 ・ 同居親族等の介護・看護 ・ 災害復旧 ・ 求職活動 ・ 就学 ・ 虐待やDVのおそれがあること ・ 直前休業取得時に既に保育を利用していること ・ その他市町村が定める事由 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育標準時間 ・ 保育短時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ひとり親家庭 ・ 生活保護世帯 ・ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ・ 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ・ 子どもが障害を有する場合 ・ 育児休業明け ・ 兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 ・ 小規模保育事業などの卒園児童 ・ その他市町村が定める事由 |

4 本市が今後定める基準

◆認可基準

- (1) 幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準(条例)
- (2) 地域型保育事業の設備及び運営の基準(条例)

◆運営基準

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(条例)

◆その他

- (1) 保育の必要性の認定基準(条例)
- (2) 施設型給付及び地域型保育給付に係る利用者負担額(条例等)
- (3) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(条例)

5 基準策定までのスケジュール(案)

| | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 |
|-----------------------|-------------------------------|------------------------------|--------|----------|----------|
| | 1~3月 | 4~6月 | 7~9月 | 10~3月 | 4月 |
| 認可基準 | 市子ども・子育て会議部会 市児童福祉審議会第2部会 | 市民意見募集 | 制定 | | 施行 |
| 運営基準 | 市子ども・子育て会議部会 市児童福祉審議会第2部会 | 市民意見募集 | 制定 | | 施行 |
| 保育の必要性の認定基準 | 市子ども・子育て会議部会 市児童福祉審議会第2部会 | 市民意見募集 | 制定 | | 施行 |
| 利用者負担額 | 国の公定価格等を踏まえて検討し、平成27年3月までに定める | | | | 3月市議会 施行 |
| 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準 | | 市子ども・子育て会議部会 市児童福祉審議会第2部会 | 市民意見募集 | 9月市議会 制定 | 施行 |

※本スケジュール案は、現時点で国から示されている最新・最短のスケジュールイメージを基にしたものであり、今後の国の検討の進捗状況によっては変更となる場合があります。